５．特定個人情報の提供先

別表１

1	全国健康保険協会	番号法第１９条第８号　別表第２の２	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
2	健康保険組合	番号法第１９条第８号　別表第２の３	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
3	全国健康保険協会	番号法第１９条第８号　別表第２の５	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
4	全国健康保険協会	番号法第１９条第８号　別表第２の６	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第三十号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
5	都道府県知事等	番号法第１９条第８号　別表第２の９	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
6	市町村長	番号法第１９条第８号　別表第２の１３	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
7	市町村長	番号法第１９条第８号　別表第２の２４	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
8	都道府県知事	番号法第１９条第８号　別表第２の３３	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
9	都道府県知事等	番号法第１９条第８号　別表第２の３７	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
10	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第１９条第８号　別表第２の４６	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
11	国家公務員共済組合	番号法第１９条第８号　別表第２の５３	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
12	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第１９条第８号　別表第２の５６	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
13	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第１９条第８号　別表第２の５７	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
14	市町村長	番号法第１９条第８号　別表第２の７２	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
15	地方公務員共済組合	番号法第１９条第８号　別表第２の７５	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
16	市町村長	番号法第１９条第８号　別表第２の７８	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時
17	市町村長	番号法第１９条第８号　別表第２の７９	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○								随時

18	後期高齢者医療広域連合	番号法第１９条第８号別表　第２の１０４	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
19	後期高齢者医療広域連合	番号法第１９条第８号　別表第２の１０５	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
20	都道府県知事等	番号法第１９条第８号　別表第２の１１６	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
21	都道府県知事又は市町村長	番号法第１９条第８号　別表第２の１４２	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
22	都道府県知事又は市町村長	番号法第１９条第８号　別表第２の１４３	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時